

著作権法における権利制限規定の解釈と 3 step test

— 厳格解釈から柔軟な解釈へ —

学位論文内容の要旨

I. 問題の所在

複製技術やインターネットの発展に伴い、著作物の創作及び利用のプロセスは大きく変化している。我が国のように権利制限を個別に限定列挙するやり方では、著作物を巡る環境の変化に十分に対応できないという問題がある。そのため、我が国の裁判所は、既存の権利制限規定を柔軟に解釈する等により対処を試みている。また、文化庁では、権利制限に関する一般条項の導入に向けた議論が進められている。ところが、従来我が国では、権利制限規定は厳格に解釈されなければならないという考え方（厳格解釈論）が一定の影響力を有してきたとされている。本稿は、厳格解釈論の根拠の一つである国際条約による制限について再検討を試みる。具体的には、各国の立法者が権利制限を設けることができる限界線を定める国際条約の規定である 3 step test (TRIPs 協定 13 条等) は、これまでのように厳格に解釈されるべきではなく、故に、同テストを根拠として厳格解釈論は正当化され得ないことを明らかにする。そして、3 step test が柔軟に解釈された場合には、各国の立法者には、権利制限の一般条項の導入も含め、国内事情に応じた権利制限規定を設けるための裁量が存在することを明らかにする。

II. 3 step test の国内適用可能性

我が国の近時の学説の中には、限定列挙型の問題点に対処するために、国際条約に規定されている 3 step test を国内法の権利制限規定の解釈に取り入れることを提唱するものが現れている。もっとも、これらの議論は、その前提となる条約規定の国内適用可能性について必ずしも明らかにしてない本章は、3 step test は、規定の明確性及び完全性が不十分であるため、自動執行性を有さず、直接適用されないことを明らかにした。また、3 step test を間接適用することは理論的に可能であるが、その際には、予測可能性の欠如、および罪刑法定主義との抵触という問題が生じるおそれがある。従って、権利制限を拡張する方向に 3 step test 間接適用することには問題がないものの、そのような運用が保証されない以上、間接適用に慎重であるべきである。

III. 3 step test の国内法導入によって生じる問題点

3 step test を裁判規範として用いることの妥当性を検討するため、欧州における議論を検討した。欧州では、2001 年の EU 情報社会指令に 3 step test が規定されたことを受けて、加盟国の中には国内法に同テストを規定したり、裁判所が同テストを適用するケースが現れている。ところが、3 step test を国内法の裁判規範として用いることについては、同テストが権利者寄りの性質を有していること、適用に関する予測可能性が欠如していること等の問題点が指摘されている。このような欧州の状況に鑑みると、我が国が 3 step test を国内法の裁判規範とすることは望ましくない。

IV. 3 step test の起草過程とその後の発展

本章では、3 step test の起草過程およびその後の発展を歴史的な観点から分析した。1967年にベルヌ条約9条2項に初めて規定された3 step test は、権利者寄りの性質を有しているとされるが、これは1960年代後半の社会・経済状況を反映したものである。当時の著作物は、主に一次市場において利用されていたため、第三者の利益が問題となることを少なかった。ところが、著作物の利用態様が多様化した現在では、著作物の市場構造が複雑化しており、権利者以外の様々な利益を考慮に入れる必要性が高まっている。加えて、TRIPs協定が成立し、先進国の主導により多数の自由貿易協定が締結されたため、知的財産権の国際的な保護水準が一方向的に高められている。したがって、高められた保護水準とのバランスを図るために、3 step test を柔軟に解釈することにより、加盟国の立法者が権利制限規定を設けるための裁量を確保する必要性が高まっている。近時のWIPO著作権条約や、ドーハ・ラウンドにおいて採択された2つの宣言は、保護強化に対する揺り戻しの動きであると捉えることができる。

V. 3 step test に関するWTOパネル報告の概要

TRIPs協定の成立により、同協定違反はWTO紛争処理手続の対象となり、各国の権利制限規定が条約違反を問われることが現実のものとなった。本章は、3 step test (TRIPs協定13条、17条、30条)の解釈を行った3件のWTOパネル・上級委員会報告を検討する。このうち、著作権に関するパネル、および特許権に関するパネルは、3 step test の文言を過度に重視し、同テストを厳格に解釈したため、各国の立法裁量は著しく狭められている。また、WTOの紛争解決制度は、公衆の利益を代表する開発途上国やNGO等の意見が反映されにくい構造を有している。このような制度的な問題を解決するために、本稿は、第三国参加を広く認めるべきであるという立場を明らかにした。他方で、NGO等によるアミカス・キュリエの提出を広く認めることは、公衆の利益を反映させるという点で一定のメリットが認められるが、NGOの活動対象には偏りがあり、また、代表される集団の利益と必ずしも一致しない場合があるため、一定の限界が存在する。最後に、WTOパネルは、従来 of 文言重視の解釈から、TRIPs協定の目的・原則(同7条・8条)を考慮に入れ、3 step test を柔軟に解釈することにより、各国の立法者が自国の状況に応じた権利制限を設けることができるように一定の裁量を認めるべきであると結論づけた。

VI. 権利制限規定の解釈の望ましいあり方

複製機器の普及やインターネットの発展により、著作物の創作および利用に私人が関与することが容易になった。また、アーカイブ化など外部効果を有する著作物の利用がなされる機会も増えている。ところが、権利者の利益に比して、公衆の利益は政策形成過程に反映されにくいという問題がある。特に、国際交渉の場面では、権利者と公衆の交渉力の差が顕著に表れる傾向がある。現在、WIPOにおいて、権利制限を義務的に定める条約を作成することを目的とした交渉が行われているが、その成否は不明確である。他方で、3 step test の解釈によるアプローチは、条約を改正する必要がないという点で実行可能性が高く、また、同テストがスタンダードとしての性格を有しているため、ロビイングに対する耐性が強い。従って、3 step test を柔軟に解釈することは、各国の立法者の裁量を確保するための有望な解決策である。また、アメリカのフェア・ユースについては、従来3 step test との整合性が疑問視されることがあったが、本稿や近時の学説が主張するように3 step test が解釈されるのであれば、フェア・ユースは3 step test に整合的であると考えることができる。以上の検討に基づき、我が国の立法者は、近時問題視されている権利制限規定の硬直性を解消するための方策の一つとして、フェア・ユース型の権利制限に関する一般条項を創設することも可能であることを明らかにした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 田 村 善 之
副 査 准教授 會 澤 恒
副 査 准教授 吉 田 広 志

学 位 論 文 題 名

著作権法における権利制限規定の解釈と 3 step test

－ 厳格解釈から柔軟な解釈へ －

日本の著作権法は、著作権を一般的に制限する条項を欠いており、個別の制限規定で対処しているが、近時、アメリカ合衆国のフェア・ユースの法理に倣って、日本版フェア・ユースを導入しようという動きが有り、合わせて、その熱を覚ますかのように、多数の制限規定を新設する法改正がなされている。こうした制限規定を拡充する動きがある度に、問題となるのが、ベルヌ条約、TRIPs 協定、WIPO 著作権条約、WIPO 実演レコード条約において制限規定が従うべき条件として定められている 3 ステップ・テストである。同テストは、権利を制限することができるのは、例外的な場合で（第 1 ステップ）、著作権者の市場を害さず（第 2 ステップ）、ゆえにその利益も害さない（第 3 ステップ）という 3 つの基準を満たされる場合に限られる旨、を明示するものである。

このように近時、重要性を増している 3 ステップ・テストであるが、本格的にこれを研究する邦語文献に乏しく、長らくその説明が待たれていた。本論文は、同テストの成立経緯から説き起こし、各条約における取扱い、WTO のパネル報告の分析、諸学説の検討など、網羅的に関連する資料を渉猟するものである。

分析の軸としても、デジタル化社会を迎えて、多様な著作物の利用形態が進展するなか、従来の排他権を神聖視するというタイプの著作権法のとらえ方は再考されるべきものであることを基礎的な考え方として据える。そのうえで、それにもかかわらず、ベルヌ条約、TRIPs 協定、WIPO 著作権条約、WIPO 実演レコード条約等の多国間条約の交渉過程や WTO の紛争解決手続きであるパネルとその上級委員会の判断に、権利者よりの政策的なバイアスがかかる構造的な原因があることを明らかにし、ゆえに 3 ステップ・テストの条文の文言や WTO の解釈が、どうしても厳格なものとなりがちであることを指摘する。最後に、結論として、各国毎に政策的に多様な制限規定を導入することができるよう、文言を柔軟に解釈し、同テストを第 3 ステップから適用していく考え方や、総合衡量を提唱する考え方を支持している。その論旨自体は十分に説得的である。さらに、結語の場面では、著作権の制限規定という形で問題を解決することの限界が指摘されて

おり、Google Book Search Project 等に代表されるオプト・アウト方式、つまり著作権があることを前提に利用者がそれを制限することを試みるのではなく、著作権を真実主張する利益を感じている者に一定の手続きをとることを著作権保護の前提とする解決が望まれていく場面が増えていくことが指摘されている。

もともと、豊富な資料が紹介されるなかで、その反面、特に後半は、各章ごとの連結関係が一読してすぐに分かるというほどには明確なものとはなっておらず、上にまとめた論理の展開を看取するには、読者が注意深く枝葉を取り除いて、本論文を熟読する必要があるという問題がある。したがって、今後は論者の主張に照らして構成を再考する必要がある。特に、アメリカ合衆国とオーストラリアの FTA を中心に詳述された二国間協定における制限規定の取扱いに関する分析、さらには米国のフェア・ユースのような一般条項が 3 ステップ・テストに適合しているのかという問題を扱う分析、WTO の紛争解決手続きを改善するためにアミカス・キュリエを以下に活用すべきかという点を扱う分析、さらには国際的な知的財産権強化の流れに歯止めを設けるべく、権利のシーリングを定める条項を各種条約に導入すべきことを明らかにする分析は、各々、独立した論文として分離して公刊できるほどの迫力があるものではあるが、多面的な指摘がなされている分、博士論文全体のなかでどのような位置づけにあるのかという点が不明確となっていることは否めないように思われる。

このように限界はあるものの、本論文が著作権の制限規定の根幹にある問題を解明するものであることに違いは無く、また、多面的な分析が散漫になっている点は今後、改善が期待されるものではあるが、逆に、他の研究者が関連する問題を扱うときに様々な示唆を受けることができるという積極的な意味を認めることも可能である。知的財産法に限らず国際法、国際経済法のものまで関連文献の引用も多く、今後、著作権の制限規定ばかりでなく、著作権法を研究する上で必読の論文であり、現在、その途中までを知的財産法政策学研究 26・27・30・31 号(2010 年)に掲載済みであるが、すでに反響を得ており、全て公刊された暁には多数の関係者に参酌されることが確実な論文である。

以上の次第で、審査委員全員的一致をもって博士号取得に値すると判断した。